

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目 次

ページ

- 既存の大規模小売店舗の変更に関する届出(六六三・商業貿易室)……………2
- 基本測量実施の通知(六六四・建設管理課)……………2
- 道路区域の変更(六六五・六六七・道路課)……………2
- 開発行為に関する工事の完了(六六八・由利地域振興局建設部)……………3
- 公 告
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(地域活動支援室)二件……………4
- 土地改良区の役員の内出(北秋田地域振興局農林部)……………4
- 県営土地改良事業の換地計画の決定(秋田地域振興局農林部)二件……………4
- 県営土地改良事業の換地計画の決定(平鹿地域振興局農林部)……………4
- 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(六六一・福祉政策課)……………1
- 生活保護法による医療機関の指定(六六二・福祉政策課)……………1

- 人事委員会規則
- 人事委員会規則一―一(公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則……………4

告 示

秋田県告示第六百六十一号
 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。
 平成十八年九月八日
 秋田県知事 寺 田 典 城

| 名 称 | 開設者氏名又は名称 | 所 在 地 | 廃 止 年 月 日 |
|--------------|-----------|--------------------|------------|
| 岩館診療所 | 瀬川 泰彦 | 山本郡八峰町八森字岩館向台百十五―二 | 平成十八年六月十五日 |
| あいざわ胃腸科クリニック | 相澤 修 | 潟上市飯田川飯塚字樋ノ下七十五―一 | 平成十八年六月三十日 |
| 田中歯科医院 | 田中 敬一 | 横手市十文字町字栄町七―五 | 平成十八年七月一日 |

秋田県告示第六百六十二号
 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。
 平成十八年九月八日
 秋田県知事 寺 田 典 城

| 名 称 | 開設者氏名又は名称 | 所 在 地 | 診 療 科 名 | 指 定 年 月 日 |
|--------------|---------------|----------------------|--|------------|
| 八峰町八タハタの町診療所 | 医療法人秋田医仁会 理事長 | 山本郡八峰町八森字中浜百九十六番地二十六 | 内科、胃腸科、整形外科、 脳神経外科 | 平成十八年六月十七日 |
| あいざわ胃腸科クリニック | 医療法人相澤医院 理事長 | 潟上市飯田川飯塚字樋ノ下七十五番地一 | 胃腸科、内科、外科、肛門科、小児科、精神科、 呼吸器科、循環器科、整形外科、小児外科、心療 | 平成十八年七月一日 |

| | | |
|----------------|------|---------------------------------|
| おおこし眼科 | 大腰雅俊 | 内科、皮膚泌尿器科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科 |
| 潟上市天王字長沼二十三番地五 | 眼科 | 平成十八年八月十八日 |

秋田県告示第六百六十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十八年九月八日
秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
伊藤 照 男
大仙市四ツ屋字上古道七十九番地
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ショッピングプラザ一〇五
大仙市高岡上郷字不動堂百七十七番地一号外
- (三) 変更しようとする事項
(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
ア 変更前 二千八百二十三平方メートル
イ 変更後 二千九百五十七平方メートル
- (2) 駐車場の収容台数
ア 変更前 二百八十六台
イ 変更後 二百七十八台
- (3) 駐車場の収容台数
ア 変更前 零台
イ 変更後 四十台
- (4) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

一 道路の区域

| | | | | | |
|-------|-----|-----|-----|-------------|------------|
| 道路の種類 | 旧新別 | 路線名 | 区 間 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（キロメートル） |
|-------|-----|-----|-----|-------------|------------|

- ア 変更前
有限会社中央市場
開店時刻 午前九時三十分 閉店時刻 午後八時
有限会社まるきん
開店時刻 午前九時三十分 閉店時刻 午後八時
株式会社セリア
開店時刻 午前九時三十分 閉店時刻 午後八時
- イ 変更後
有限会社中央市場
開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後十一時
有限会社まるきん
開店時刻 午前九時三十分 閉店時刻 午後八時
株式会社セリア
開店時刻 午前九時三十分 閉店時刻 午後八時
- (二) 縦覧期間
大仙市役所 農林商工部 商工観光課
- (三) 縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
- (四) 変更する年月日
平成十八年八月三十一日
- (五) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
ア 変更前 午前九時から午後八時三十分まで
イ 変更後 午前八時三十分から午後十一時三十分まで

秋田県告示第六百六十四号
測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、次のとおり国土交通省国土地理院長から基本測量実施の通知があったので、同法第三項の規定に基づき、公示する。

平成十八年九月八日
秋田県知事 寺田典城

一 作業の種類
基本測量

二 作業を行う地域
秋田市、横手市、由利本荘市

三 作業を行う期間
平成十八年九月二十一日から平成十九年三月二十日まで

秋田県告示第六百六十五号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十八年九月八日
秋田県知事 寺田典城

| 一般国道 | 新 | | 仙北市西木町西明寺字十二峠五九番一地先から五六番一地先まで |
|------|-----|-----|-------------------------------|
| | 百五号 | 百五号 | |
| | | | 二五・六〇〇〇〇 |
| | | | 〇・一五五 |
| | | | 二〇・〇〇〇〇〇 |
| | | | 〇・一六五 |
| | | | 二〇・〇〇〇〇〇 |
| | | | 〇・一六五 |

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十八年九月八日から同月二十一日まで

秋田県告示第六百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十八年九月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

| 一般国道 | 新 | | 仙北市西木町上松木内字粟掛一三番三から一〇七番四まで |
|------|-----|-----|----------------------------|
| | 百五号 | 百五号 | |
| | | | 一三・〇〇〇〇〇 |
| | | | 〇・〇九〇 |
| | | | 一三・〇〇〇〇〇 |
| | | | 〇・一一七 |
| | | | 一三・〇〇〇〇〇 |
| | | | 〇・一一七 |

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十八年九月八日から同月二十一日まで

秋田県告示第六百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十八年九月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

| 一般国道 | 新 | | 仙北市田沢湖田沢字大深沢外四四国国有林から四四国国有林まで |
|------|--------|--------|-------------------------------|
| | 三百四十一号 | 三百四十一号 | |
| | | | 一九・六〇〇〇〇 |
| | | | 〇・五七〇 |
| | | | 一三・八〇〇〇〇 |
| | | | 〇・五七〇 |
| | | | 一三・八〇〇〇〇 |
| | | | 〇・五七〇 |

一 道路の区域

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十八年九月八日から同月二十一日まで

秋田県告示第六百六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十八年七月三日付け指令由建一六四四十九で許可し

た開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十八年九月八日

公 告

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 由利本荘市一番堰百六十番地一
 株式会社文化地所
 代表取締役 山 田 茂 雄

二 開発区域に含まれる地域の名称
 由利本荘市東梵天百九十四番地の内、百九十五番地の内、二百十二番地、二百十三番地、二百五十二番地四及び二百五十二番地六

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十八年九月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 申請のあった年月日
 平成十八年七月三十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
 特定非営利活動法人 Fan

三 代表者の氏名
 高 橋 淳

四 主たる事務所の所在地
 秋田市大町一丁目六番二十七号

五 定款に記載された目的
 この法人は、自転車とサッカーをつうじて健全なスポーツの振興、および有効な余暇の過ごし方の提案と当法人の活動をおして人と人の新たな繋がりが生まれる場を提供することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十八年九月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 申請のあった年月日
 平成十八年八月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人インクルージョン秋田第三者評価研究会
 代表者の氏名
 赤 坂 光 一

四 主たる事務所の所在地
 秋田市新屋表町八番十九号

五 定款に記載された目的
 この法人は、社会福祉事業者が提供する福祉サービスの質を、当事者以外の公正・中立的な立場で専門的かつ客観的に評価する第三者評価機関を設立し、評価の結果を公表することにより、利用者が適切に福祉サービスを選択するための情報を得るとともに、社会福祉事業者が提供する福祉サービスの質の向上に寄与することを目的とする。

秋田県知事 寺 田 典 城

一 就任理事の住所及び氏名
 大館市釈迦内字長面袋三十一番地
 佐々木成章

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大館市花矢土地改良区から次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十八年九月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一（一）縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（芝野東部地区第一工区ほ場整備事業）換地計画書の写し

（二）縦覧期間 平成十八年九月十一日から同年十月十日まで

（三）縦覧場所 秋田市雄和市民センター

（四）縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（芝野東部地区第二工区ほ場整備事業）換地計画書の写し

（五）縦覧期間 平成十八年九月十一日から同年十月十日まで

（六）縦覧場所 秋田市雄和市民センター

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十八年九月八日

人事委員会規則

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（唐白地区担い手育成基盤整備事業）換地計画書の写し

二 縦覧期間 平成十八年九月八日から同年十月六日まで

三 縦覧場所 横手市役所大雄地域局及び大仙市役所

秋田県知事 寺 田 典 城

人事委員会規則一〇一（公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年九月八日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則一〇一（公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲）の一部を改正する規則

規則一〇一（公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表第一由利本荘市の項の次に次のように加える。

| | | | |
|-----|---|-----------|-------------|
| 湯上市 | | 本庁 | 議事事務局 局長 |
| 機出 | 先 | 市長部局 | 部長、課長、センター長 |
| 関 | 先 | 教育委員会 事務局 | 教育長、教育次長、課長 |
| | | 農業委員会 事務局 | 局長 |
| | | 追分出張所 | 所長 |

別表第一北秋田市出先機関の項中 「支所」を「支所 福祉事務所」所長、課長と改め、

「支所」を「支所 福祉事務所」所長、課長と改め、

「支所」を「支所 福祉事務所」所長、課長と改め、

「支所」を「支所 福祉事務所」所長、課長と改め、

同表北秋田市の項の次に次のように加える。

| | |
|----------------|------------------|
| 議事事務局 局長 | 市長部局 部長、センター長、次長 |
| 課長、参事、国体事務局 室長 | |

| | | | |
|--|-----------------------|---|--|
| 三種町 | 別表第一藤里町の項の次に次のように加える。 | 仙北市 | |
| | | 機 出 関 先 | 本 庁 |
| | | 出張所 健康管理センター 平福記念美術館 健康増進センター 環境保全センター 特別養護老人ホーム 養護老人ホーム 介護老人保健施設 総合情報センター 診療所 | 会計課 課長 教育委員会 教育長、教育次長、課長、事務局 選挙管理委員会 局長 員会事務局 局長 監査委員事務局 局長 農業委員会 局長 事務局 |
| 議会事務局 局長 町長部局 主管、課長 会計課 課長 国体推進室 室長 教育委員会 教育長、次長 事務局 農業委員会 局長 事務局 | | | |

| | | | |
|-----|--|------------|---|
| 八峰町 | 別表第一山本郡養護老人ホーム組合の項中「山本郡養護老人ホーム組合」を「能代市山本郡養護老人ホーム組合」に改める。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。 | 八峰町 | |
| | | 機 出 関 先 | 機 出 関 先 |
| | | 出張所 診療所 | 総合支所 支所長、課長 議会事務局 局長 町長部局 主幹、課長、室長、子ども園長、参事 教育委員会 教育長、教育次長、主幹、課長、館長、所長、参事 事務局 農業委員会 局長 |

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 082-8766 FAX 082-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄